

4. 在留手続き

(1) 在留カードについて

成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者（3月を超える在留者）になった方には在留カードが交付されます。

日本に住んでいる間は、在留カードはいつも持っていなければなりません。入国管理官や警察などにカードを見せなければならないときがあります。持っていないと罰せられることもありますので注意してください。

在留カードをなくしたときや盗まれたときはすぐに警察へ連絡して、14日以内に入国管理局で再交付の手続きをしてください。

(2) 住居地の（変更）届出

・新しく日本へ入国した方

住居地を定めてから 14 日以内に、住居地の届出をしなければなりません。パスポート、在留カードを持参のうえ、市区町村の窓口に届け出てください。

☆ 申請に必要な書類

- ① 住民異動届・・・市区町村にあります。
- ② パスポート
- ③ 在留カード

・すでに国内に在留しており、引っ越しを行った方

変更後の住居地に移転した日から 14 日以内に、移転先の市区町村の窓口で転入の届出を行ってください。

☆ 申請に必要な書類

- ① 住民異動届・・・市区町村にあります。
- ② 転出証明書・・・引っ越し前の住居地の市区町村で申請してください。
- ③ パスポート
- ④ 在留カード

(3) 入国管理局への活動機関に関する届出

留学生は、大学に入学したときには 14 日以内に入国管理局へ届け出なければなりません。届け出る場合には地方入国管理局への出頭、もしくは下記の書類を東京入国管理局へ郵送します。対象者は 2012 年 7 月 9 日以降に上陸許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可等を受けた方で所属機関を変

4. 居留手续

(1) 关于居留卡

从成田机场、羽田机场、中部机场以及关西机场入境者，除了在护照上盖入境许可印章外，还向获准入境的中长期（超过三个月）居留者发行居留卡。

在日本居住期间，必须随身携带居留卡。有时必须向出入境管理官或警察出示居留卡。如无携带有可能受处罚，敬请注意。

居留卡遗失或被盗时，请即向警察报备，并在 14 天之内到出入境管理局办理重新发行手续。

(2) 居住地的（变更）申报

• 第一次进入日本者

居住地决定好之后，务请在 14 天之内办理居住地的申报手续。办理手续时请持护照、到居留卡到居住地的市区町村的有关部门办理申报手续。

☆申请时所需的资料

- ① 居民变更申请 ······ 向各市区町村的有关部门索取
- ② 护照
- ③ 居留卡

• 已居住在日本的搬迁者

请在搬迁至新的居住地后 14 天之内，向搬迁后的居住地的市区町村的有关部门办理迁入申报手续。

☆申请时所需的资料

- ① 居民变更申请 ······ 向各市区町村的有关部门索取
- ② 迁出证明书 ······ 由搬迁之前的居住地的市区町村的有关部门发行
- ③ 护照
- ④ 居留卡

(3) 向出入境管理局办理申报活动机关的手续

留学生必须在进入大学学习时起 14 天之内向出入境管理局办理申报手续。办理申报手续时可以本人亲自前往出入境管理局，也可以将以下有关的资料邮寄到东京出入境管理局。该对象为 2012 年 7 月 9 日以后获准入境者、获准居留资格变更者、获准居留期间更新者以及变更了所属机关者。

更された方です。

☆ 届出に必要な書類

- ① 届出書・・・入国管理局ホームページより取得できます。
- ② 在留カードのコピー

最新情報については、入国管理局ホームページをご覧ください。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/en/index.html

(4) 在留期間の更新

在留学生として日本に在留を許可される期間は、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月、3月のいずれかです。期限が満了する前に在留期間の更新をする必要があります。更新申請を行い、許可されないと在留することができませんので、大変重要です。

この手続きは、在留期間の満了する日までに手続きを行ってください。

(在留期間の満了する約3か月前から手続きをすることができます。)

高松入国管理局小松島港出張所

小松島市小松島町字外開1-11

TEL 0885-32-1530 FAX 0885-33-0672

受付時間 9:00-12:00, 13:00-16:00 (土・日曜日、祝日を除く)

手続きには、次の書類等が必要です。

① 在留期間更新許可申請書

② 在学証明書

③ 正規生は、成績証明書

研究生、科目等履修生は、次のうち該当するもの

ア. 研究内容（専ら聴講による研究生は聴講科目及び時間数）が記載された証明書

イ. 聴講科目及び時間数が記載された履修届の写し等の証明書

④ 滞在中の経費を証明する書類

例：奨学金受給証明書、給与明細書、通帳の写しなど

⑤ パスポート

⑥ 在留カード

⑦ 4,000円の収入印紙（更新手数料）

(5) 一時出国及び再入国

休業期間中などで一時的に日本を離れる場合は、必ず指導教員の許可を得て、「一時出国・長期国内旅行届」を学生課国際交流チームに提出してください。

なお、「みなし再入国許可」制度の導入により、旅券及び在留カードを持

☆办理申报时所需的资料

- ① 申报表格 ······ 可以从出入境管理局的网页下载。
- ② 居留卡的复印件

有关最新信息，请浏览出入境管理的网页。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/en/index.html

(4) 滞留期限的更新

作为留学生允许滞留日本的期限有，4年3个月、4年、3年3个月、3年，2年3个月、2年、1年3个月、1年、6个月、3个月这几种情况。滞留期满之前有必要更新滞留期限。如果申请更新后未获许可，就无法在日本继续滞留，因此此项申请极为重要。

请在滞留期满之前办理相关手续。

（滞留期满之前约3个月起可以办理相关手续。）

高松入境管理局小松岛港办事处

小松岛市小松岛町字外开1-11

TEL 0885-32-1530 FAX 0885-33-0672

受理时间 9:00-12:00, 13:00-16:00 (周六·周日, 节假日除外)

办理手续需要以下资料。

- ① 滞留期限更新许可申请书
- ② 在校证明书
- ③ 正规生准备好成绩证明书

研究生、科目履修生准备以下资料

- a. 记载了研究内容（专门听讲的研究生提交听讲科目及课时数）的证明书
- b. 记载了听讲科目及课时数的学习科目报告的复印件等证明书

- ④ 滞留期间经济来源的证明资料

例：奖学金领取证明书，工资明细单，存折复印件等

- ⑤ 护照
- ⑥ 居留卡
- ⑦ 4,000 日元的印花（更新手续费）

(5) 临时出境及再入境

放假期间等临时从日本出境时，必须经指导教师的同意后，将“临时回国·

って出国する時に、1年以内で、かつ、有効な在留期間内に再入国する場合は、原則として入国管理局で「再入国許可」を受ける必要はありません。ただし、有効期間内に再入国しないと在留資格が失われ、手続きが困難になりますので注意してください。

※出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

(6) 家族の招請

本国にいる家族を日本へ呼ぶ場合は、家族の滞在期間が90日以内の場合、「短期滞在」の査証(ビザ)を本国の日本大使館(または総領事館)で取得してください。

必要書類については、日本大使館/総領事館に直接確認してください。

家族が90日以上滞在する場合は、留学生本人が次の書類をそろえて入国管理局に申請し、「家族滞在」の在留資格認定証明書(家族が在外日本公館でビザ発給申請を行うための必要書類)を取得してください。

在留資格認定証明書の発行は、申込みから受取りまで約1か月間位かかります。国や個人の事情により、更に時間のかかる場合もありますので、日本へ呼び寄せたい時期を考え、早めに申請してください。

手続きには次の書類が必要です。

- ① 在留資格認定証明書交付申請書
(家族1人につき1枚。用紙は入国管理局にあります。)
- ② 扶養能力を証明するもの
(国費外国人留学生証明書や奨学金受給証明書又は預貯金の残高証明や本国から送金がある場合それを証明するもの等)
- ③ 在学証明書
- ④ 留学生の在留カード又はパスポートの写し
- ⑤ 親族関係を証明する書類
(結婚証明書、出生証明書、戸籍謄本等)
- ⑥ 写真(4cm×3cm) 1枚
- ⑦ 返信用封筒(定型封筒に宛先を明記の上、392円(82円1枚、310円1枚)分の切手を添付)

上記以外にも他の書類を要求されることがあります。詳細については、入国管理局に問い合わせてください。

长期国内旅行申请书”提交到学生课国际交流小组。

由于引进了“视同再入国许可”制度，持有护照和居留卡出境时，若在 1 年以内且在有效居留期内再次入境，原则上不再需要到入国管理局办理“再入国许可”手续。但请注意如果在有效期内没有再入境，则会失去居留资格，手续将会十分困难。

※出境时，请务必出示居留卡。

(6) 家属陪读

如果有意邀请自己的家庭成员来日，家庭成员的居留期间为 90 天以内时，请向日本驻当地的大使馆（或总领事馆）申请“短期居留”的签证。

所需的资料，请直接向日本大使馆 / 总领事馆确认。

如果家庭成员的居住 90 天以上时，由留学生本人备妥以下的资料向出入境管理局申请，“家族滞留”的居留资格认定证明书（这是家庭成员向在外日本公馆申请签证的必须资料）。

从申请到领取的 1 个月内发行滞留资格认定证明书。根据国家或个人的原因，有可能需要更长的时间，因此考虑办理家属陪读时应提前申请。

办理手续所需的资料如下。

- ① 滞留资格认定证明书发放申请书
(每名家属 1 张。申请用纸可从入境管理局领取。)
- ② 能够证明抚养能力的证明资料
(国费外国留学生证明书、奖学金领取证明书或者存款证明、从本国的汇款证明等等)
- ③ 在校证明书
- ④ 留学生的居留卡或护照复印件
- ⑤ 能够证明亲属关系的资料
(结婚证明书，出生证明书，户口本等)
- ⑥ 1 张免冠照片 (4 cm × 3 cm)
- ⑦ 回信用信封（在邮局规定的信封上写明地址后粘贴 392 日元 (82 日元 1 枚, 310 日元 1 枚) 的邮票。）

除了上述资料以外，还有可能要求提供其他资料。详情请咨询入境管理局。

(7) 子供の出生

家族同伴で来日し、日本で子供が生まれたときは、次の手続きを行ってください。

① 出生届

子供が生まれた日から 14 日以内に市役所等の戸籍係へ届け出ます。

手続きには、出生証明書（医師が作成したもの）、母子健康手帳が必要です。

② 国民健康保険の加入

生まれた子供を国民健康保険に加入させたい場合は、①及び②の手続きと同時に市役所等で行ってください。また、母親が国民健康保険に加入している場合は、出産育児一時金が支給されますので、併せて申請してください。

③ 乳幼児医療助成

乳幼児が医療機関で診療を受ける場合の助成制度がありますので、市役所等でお尋ね下さい。

④ 児童手当の申請

子供が生まれたとき、児童手当を受けることができますので、市役所等でお尋ね下さい。

⑤ 在留資格の取得

生まれた子供が 60 日を越えて日本に滞在する場合は、生まれた日から 30 日以内に、入国管理局で在留資格取得のための手続きを行わなければなりません。手続きには、出生届の受理証明書（①出生届を行ったときに市役所等で請求します。）母子健康手帳又は子供と両親の在留カード及び両親のパスポートが必要です。

⑥ パスポートの取得

(8) 資格外活動（アルバイト）

留学生は、勉学・研究を目的とする「留学」の在留資格を得て来日したのですから、勉学・研究に関連した活動以外はできません。

ただし、入国管理局に資格外活動の許可申請(入国時にも、空港で資格外活動の許可申請ができます。)を行い、勉学・研究に支障をきたさないと判断された場合には、下の範囲内でアルバイトをすることが許可されます。この資格外活動の許可を受けずにアルバイトをした場合は、罰せられることがありますので、注意してください。

手続きには、次の書類等が必要です。

(7) 生孩子

以家属陪读身份来到日本，且在日本生孩子的，请办理以下手续。

① 出生申报

自孩子出生之日起 14 天以内向市政府等机关的户籍窗口提交申报。办理手续需要出生证明书（医生填写的）和母子健康手册。

② 参加国民健康保险

如果想让刚出生的孩子参加国民健康保险，可在市政府办理①及②手续的同时办理参保手续。此外，如果母亲参加国民健康保险，就能够获得分娩育儿临时补助金，请一并申请。

③ 婴幼儿医疗补助

婴幼儿在医疗机构接受诊疗时政府有补助制度，请向市政府等机关咨询。

④ 申请儿童津贴

孩子出生后，还可以领取儿童津贴，请向市政府等机关咨询。

⑤ 取得滞留资格

孩子出生后滞留日本时间超过 60 天时，自出生之日起 30 天内必须到入境管理局办理滞留资格取得手续。办理手续时，需要携带出生申报的受理证明书（办理①出生申报时要求市政府等机关发行）、母子健康手册或孩子与父母的居留卡及父母的护照。

⑥ 取得护照

(8) 资格外活动（工读）

由于留学生是以学习、研究为目的取得了“留学”签证后来到日本，因此除了学习和研究相关的活动以外禁止打工。

但是，向入境管理局申请资格外活动许可（入境时也可以在机场申请资格外活动的许可。），并被判断认为不会妨碍学习和研究时，允许下表时间范围内的工读活动。如果未取得资格外活动许可而进行工读活动，就有可能受到处罚，敬请注意。

办理手续时需要以下资料。

- ① 资格外活动许可申请书
- ② 护照
- ③ 居留卡
- ④ 学生证

- ① 資格外活動許可申請書
- ② パスポート
- ③ 在留カード
- ④ 学生証

[アルバイト可能時間数]

1週間につき28時間以内（長期休業期間中は1日8時間以内）

※「資格外活動許可」を取得後は、学生課国際交流係まで必ず報告してください。

(9) 卒業後の在留

卒業後に日本に在留する場合は、在留資格を「留学」から日本国内で行う活動に応じて他の在留資格に変更しなければなりません。就職等により、日本滞在を継続する場合は、速やかに在留資格の変更を行ってください。

また、大学卒業後、許可された在留資格「留学」の在留期限が残っていたとしても、留学生ではありませんので、日本滞在を継続する場合は、在留資格の変更が必要です。

これらの手続きを怠ると不法滞在となる場合がありますので、充分注意してください。

(允许打工的时间数)

每周不超过 28 小时 (长期放假期间每天不超过 8 小时)

*取得《资格外活动许可》后，必须向学生课国际交流办公室汇报。

(9) 毕业后的滞留

毕业后继续滞留日本时，根据日本国内的活动内容必须要把滞留资格从“留学”变更为其他滞留资格。因就职等原因继续滞留日本时，应及早变更滞留资格。

此外，大学毕业后即便还保留着“留学”滞留资格的滞留期限，也并非是留学生，因此如果继续滞留日本，需要变更滞留资格。

如果延迟办理这些手续，就有可能成为非法滞留，因此应充分加以注意。